

<p><b>【上顎骨形成術】</b>  単純な場合 21,130点  <u>(新設)</u></p> <p><b>【口蓋隆起形成術、下顎隆起形成術】</b>  [算定要件]  義歯の装着に際して著しい障害となるような症例に対して、口蓋隆起又は下顎隆起を切除、整形した場合に算定する。</p> <p><b>【歯科矯正の適応症の拡大及び整理】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①クルーズン症候群</li> <li>②尖頭合指症</li> <li>③先天性ミオパチー</li> <li>④筋ジストロフィー</li> <li>⑤頭蓋骨癒合症</li> <li>⑥6歯以上の非症候性部分性無歯症</li> <li>⑦下垂体性小人症</li> <li>⑧ポリエックス症候群（クラインフェルター症候群）</li> <li>⑨ほか39疾患（略）</li> </ol>	<p><b>【上顎骨形成術】</b>  単純な場合 23,240点  <u>上顎骨を複数に分割して移動させた場合に5,000点を所定の点数に加算する。</u></p> <p><b>【口蓋隆起形成術、下顎隆起形成術】</b>  [算定要件]  <u>次の場合において、口蓋隆起又は下顎隆起を切除、整形した場合に算定する。なお、診療録に理由及び要点を記載すること。</u></p> <p><u>イ 義歯の装着に際して著しい障害となるような場合</u></p> <p><u>ロ 咀嚼又は発音の際に著しい障害となるような場合</u></p> <p><b>【歯科矯正の適応症の拡大及び整理】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>(削除)</u></li> <li>② <u>(削除)</u></li> <li>③ <u>先天性ミオパチー（先天性筋ジストロフィーを含む）</u></li> <li>④ <u>(削除)</u></li> <li>⑤ <u>頭蓋骨癒合症（クルーズン症候群、尖頭合指症を含む）</u></li> <li>⑥ <u>6歯以上の先天性部分（性）無歯症</u></li> <li>⑦ <u>成長ホルモン分泌不全性低身長症</u></li> <li>⑧ <u>(削除)</u></li> <li>⑨ <u>リンパ管腫</u></li> <li>⑩ <u>全前脳（胞）症</u></li> <li>⑪ <u>クラインフェルター症候群</u></li> </ol>
--	--

<p>【保定装置（1装置につき）】 （新設）</p> <p>【歯科矯正の床装置修理（1装置につき）】 （新設） 200点</p> <p>【歯科矯正診断料】 [算定要件] 歯科矯正診断料は、歯科矯正を開始したとき、動的処置を開始したとき、マルチブラケット法を開始したとき、保定を開始したとき及び顎切除等の手術を実施するときに、それぞれ1回を限度として算定する。</p> <p>【顎口腔機能診断料】 [算定要件] 顎口腔機能診断料は、歯科矯正を開始したとき、動的処置を開始したとき、マルチブラケット法を開始したとき、顎離断等の手術を開始したとき及び保定を開始したときに、そ</p>	<p>⑫偽性低アルドステロン症（ゴードン症候群）</p> <p>⑬ソトス症候群</p> <p>⑭グリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）</p> <p>⑮ほか39疾患（略）</p> <p>【保定装置（1装置につき）】 フィクスドリテーナー 1,000点(新)</p> <p>【歯科矯正の床装置修理（1装置につき）】 234点 印象採得、咬合採得は所定点数に含まれる。</p> <p>【歯科矯正診断料】 [算定要件] 歯科矯正診断料は、歯科矯正を開始するとき、動的処置を開始するとき、マルチブラケット法を開始するとき、保定を開始するとき及び顎切除等の手術を実施するときに、それぞれ1回を限度として算定する。</p> <p>【顎口腔機能診断料】 [算定要件] 顎口腔機能診断料は、歯科矯正を開始するとき、動的処置を開始するとき、マルチブラケット法を開始するとき、顎離断等の手術を開始するとき及び保定を開始する</p>
--	---

れぞれ 1 回を限度として算定する。	ときに、それぞれ 1 回を限度として算定する。
--------------------	-------------------------

## 先進医療技術の保険導入（歯科）

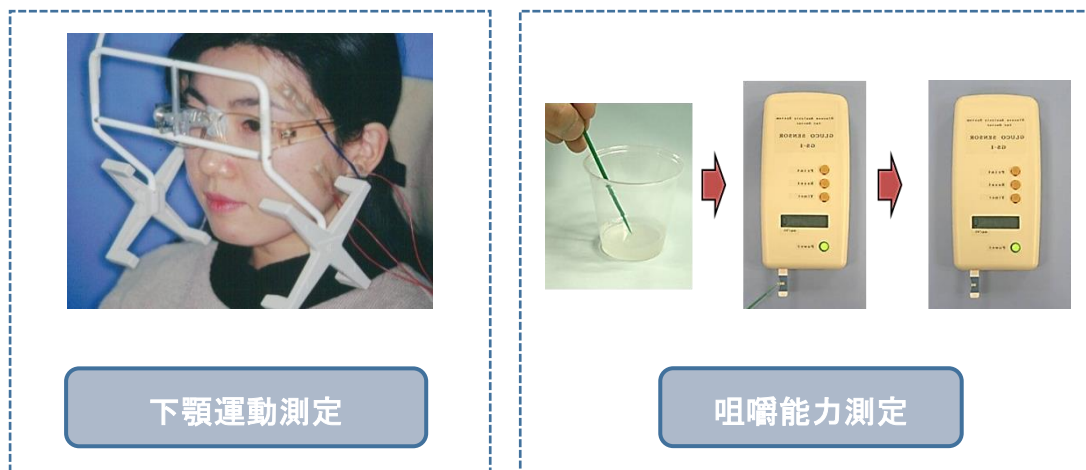
骨子【Ⅲ－８（８）】

### 第１ 基本的な考え方

医療の高度化等に対応する観点から、先進医療会議における検討結果を踏まえ、先進医療の保険導入を行う。

### 第２ 具体的な内容

有床義歯補綴治療における総合的な咬合・咀嚼機能検査を評価する。



#### (新) 有床義歯咀嚼機能検査（１口腔につき）

- |                                       |              |
|---------------------------------------|--------------|
| <u>１ 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合（１回につき）</u> | <u>480 点</u> |
| <u>２ 咀嚼能力測定のみを行う場合（１回につき）</u>         | <u>100 点</u> |

#### [算定要件]

- (1) 施設規準に適合した保険医療機関において、有床義歯装着時の咀嚼機能検査を行った場合に算定する。
- (2) 1については、有床義歯又は熱可塑性有床義歯を新製する場合において、新製有床義歯装着日より前及び装着日以後のそれぞれについて、当該検査を実施した場合に算定する。
- (3) 1について、新製有床義歯装着日より前に2回以上行った場合は、1回目の検査を行ったときに限り算定する。
- (4) 1について、新製有床義歯装着日より後に行った場合は、新製有床義歯の装着日の属する月から起算して6月以内に限り、月1回を限度として算定する。
- (5) 2について、1を算定した患者において、新製有床義歯の装着日の属する月から起算して6月以内に限り、月1回を限度として算定する。
- (6) 2については、1を算定した月は算定できない。

#### [施設基準]

- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。